

岡田事務所通信

平成 28 年 1 月号 (第 125 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

パート賃上げ企業に補助金 「130 万円の壁」対策

塩崎恭久厚生労働相は経済財政諮問会議で、パートで働く主婦などの労働を後押しする方針を表明しました。賃金引き上げや労働時間の延長を行った企業に補助金を配ることで、社会保険料の負担増を懸念して就労を抑制する「130 万円の壁」の解消を狙う方針です。厚労相は制度の利用者は 20 万人程度と諮問会議に報告しましたが、対象になり得るパート労働者は約 60 万人いることもあり、より多くの利用を目指す考えを示しました。

新制度は 16 年 4 月から 19 年度までの 4 年間続けます。「大企業で 2%、中小企業で 3%以上の賃上げ」「パート労働者が働く時間を週 5 時間以上延長する」などの条件を満たした企業に補助金を出します。パート労働者は賃上げを通じて、手取り額の目減り分を抑制でき、企業側も社会保険料の負担を軽減できます。

マタハラ防止の義務化、介護休業の分割取得等を提言

厚生労働省の労働政策審議会分科会がマタニティーハラスメント(マタハラ)の防止策の企業への義務化などを柱とした仕事と育児・介護の両立を支援する制度の見直しに関する報告書をまとめました。介護休業を分割して取ることや、非正規労働者の育児休業取得要件の緩和も盛り込まれました。

現行法は妊娠や出産、育児を理由に、職場で解雇や降格、減給などの不利益な扱いをするマタハラを事業主に禁止しています。しかし、上司や同僚による嫌がらせは対象外で、マタハラ被害が相次ぐ要因とされていました。制度改正で厚労省は、社内に相談窓口を設けたり、上司らに研修を受けさせたりするなどの防止措置を、事業主や派遣労働者を受け入れる企業にも義務付けます。介護休業は現在、家族 1 人当たり 93 日まで認められていますが、同じ病気やけがにつき 1 回しか取得できません。それを 3 回まで分割して休めるようにし、対象家族も別居の祖父母や兄弟に広がります。また、パートや派遣などの非正規の労働者が育児休業を取りやすくするための要件も緩和します。

低年金者向けに 3 万円給付 補正予算案を閣議決定

政府は 2015 年度補正予算案を閣議決定し、目玉となる低所得の年金受給者に対する給付金案は、約 1250 万人を対象に来春以降、1 人当たり 3 万円を支給。給付総額は約 3900 億円となることになりました。

給付金の対象は、65 歳以上の高齢者のうち年金などの収入が年 155 万円程度までの約 1100 万人(生活保護受給世帯を除く)と、65 歳未満であっても障害基礎年金と遺族基礎年金を受給する約 150 万人。いずれも住民税の非課税世帯に当たります。

ホンダ 65 歳まで定年延長、「育児・介護手当」導入へ

ホンダは、現行の 60 歳から 65 歳への定年延長や「家族手当」から「育児・介護手当」への転換など労働条件の見直しについて労働組合執行部と基本合意したと発表しました。グループ 6 社の従業員約 4 万人が対象で、2016 年度中の導入を目指しています。国内の自動車メーカー大手で定年を延長するのは初めてです。60 歳以降の雇用は本人の選択制になるということです。

また、配偶者ら扶養家族への手当を廃止し、18 歳までの子どもや介護が必要な家族一人あたり 2 万円を支払う制度に転換します。あわせて、在宅勤務や育児のための短時間勤務、半日の有給休暇も導入します。



- 十勝岳 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【割増賃金の算定基礎から除外できる賃金】

割増賃金の算定基礎とすべき賃金から除外できる賃金は①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤臨時に支払われた賃金、⑥1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、⑦住宅手当となっており、これ以外の賃金は原則全て割増賃金の基礎に算入します。ただし、除外できる賃金に該当するかどうかは単に手当等の名称によって決まるものではなく、その支給条件等の実態がこの除外賃金と同様であるかどうかによって判断されることとなりますので、注意が必要です。

事務所より

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。弊社では今年も顧問先様の事業経営を人事・労務管理、行政手続といった面から積極的にサポートさせていただきたいと考えております。事業経営についてのご相談やご不明な点等ありましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。

帝国データバンクが発表した「2016年の景気見通しに対する企業の意識調査」の結果によりますと、景気見通しについて、「回復」を見込む企業は11.3%で、2015年見通しから2.1ポイント減少したということです。又、「悪化」見込みは小規模企業が大企業より9.8ポイント高く、規模の小さい企業ほど厳しい見通しを示していることが分かりました。十勝においても公共工事の減少や増税による個人消費の下落、今後の農業政策の不透明さ等から今年はさらに厳しい経営環境になることが予想されています。そのような中で活路を開いていくのは簡単なことではありませんが、こういった時期こそ地に足をつけた経営が必要となってくると思います。又、人材不足時代を迎える日本で人という財産をどのように生かしていくのかも経営者の腕の見せ所です。変化すべきところ、変化せず貫くところを見極め、簡単ではありませんが、時代に合った経営を行うことが重要かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月よりマイナンバー制度が本格施行されました。引き続きマイナンバー制度についてのお問い合わせを多く頂いておりますが、今後個人番号の使用について現場での混乱も予想されます。マイナンバー制度への対応について事業所においてご不明な点等ありましたら、弊社の方にお気軽にご相談ください。

